

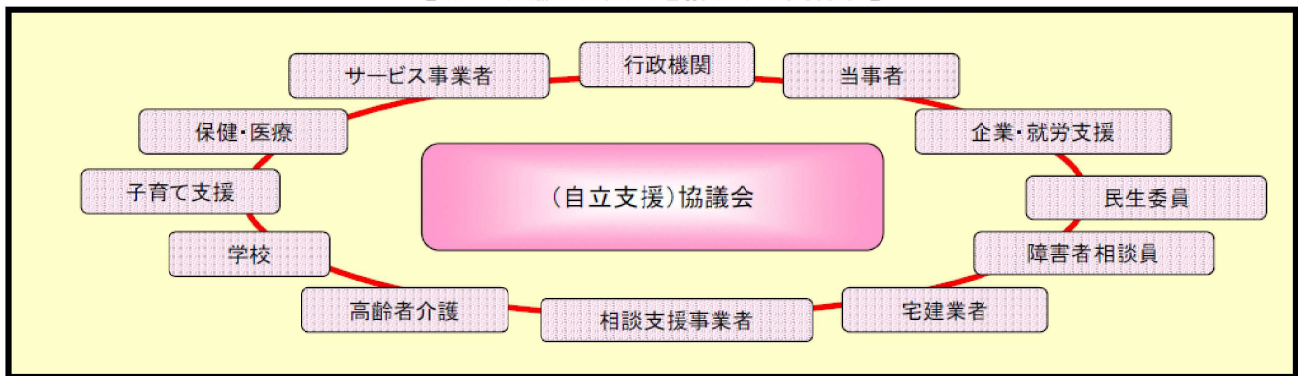
（自立支援）協議会の概要について

(自立支援) 協議会について

- 当初は障害者自立支援法（平成18年施行）施行規則第65条の10に規定（地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う場）

- （自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、（自立支援）協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行（25年4月）により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【（自立支援）協議会を構成する関係者】



1

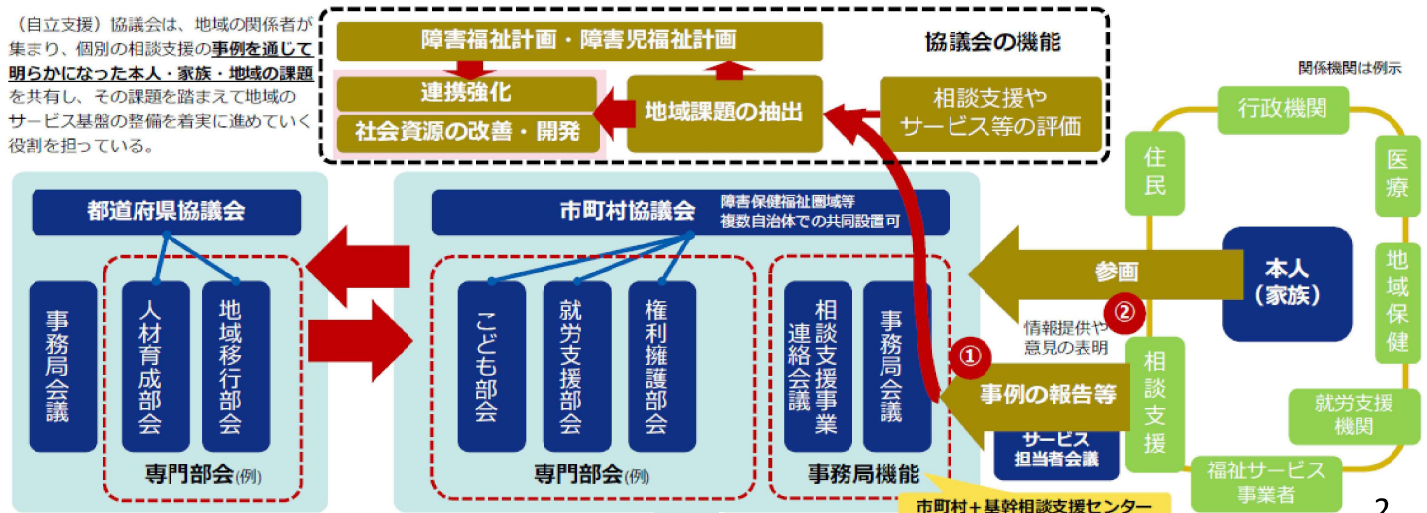
令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

- 改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)
「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」
地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化
- 新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)
* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

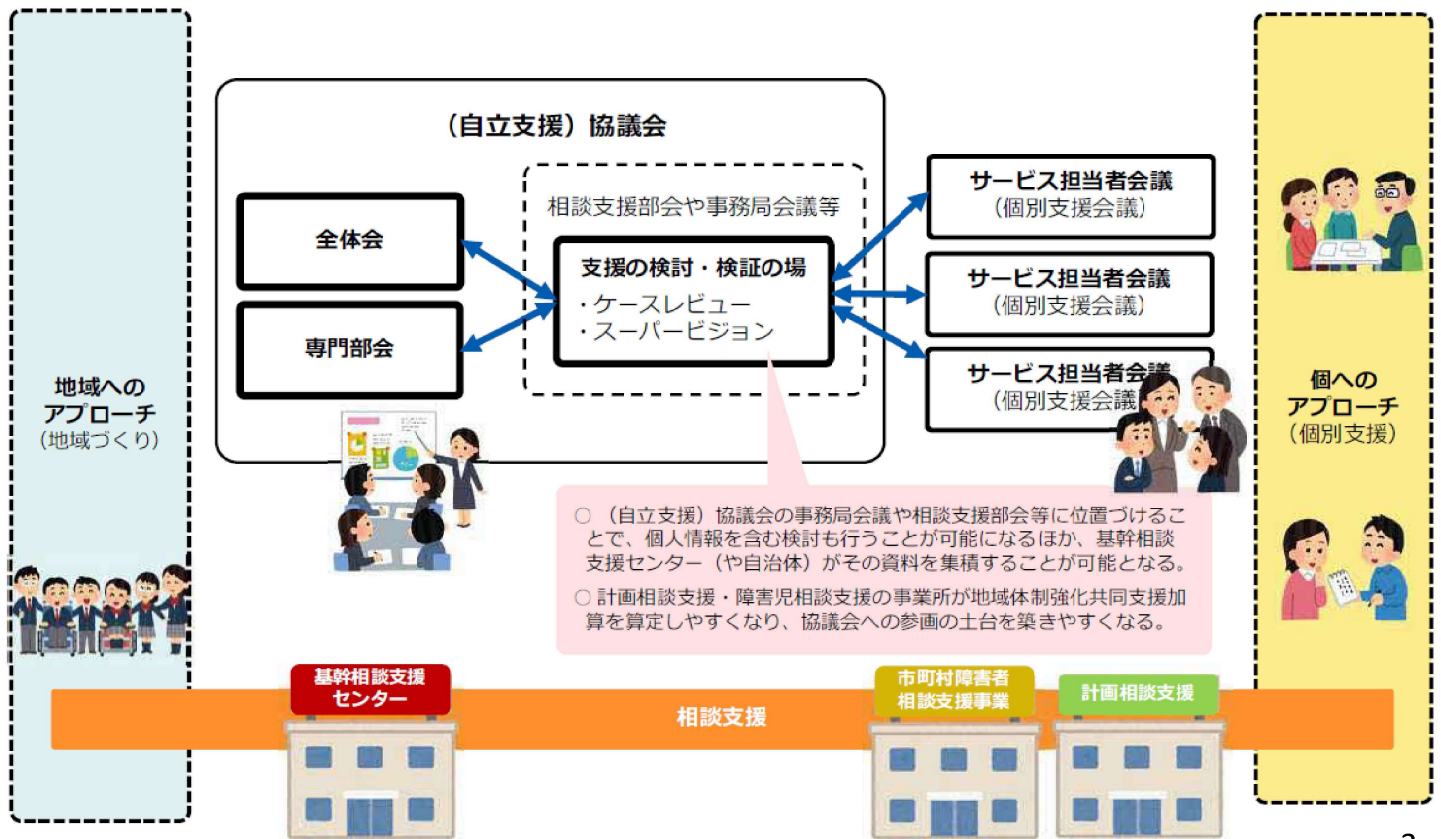
(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例



2

地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。



3

市町村協議会の主な機能

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」（平成25年3月28日 障発0328-8）

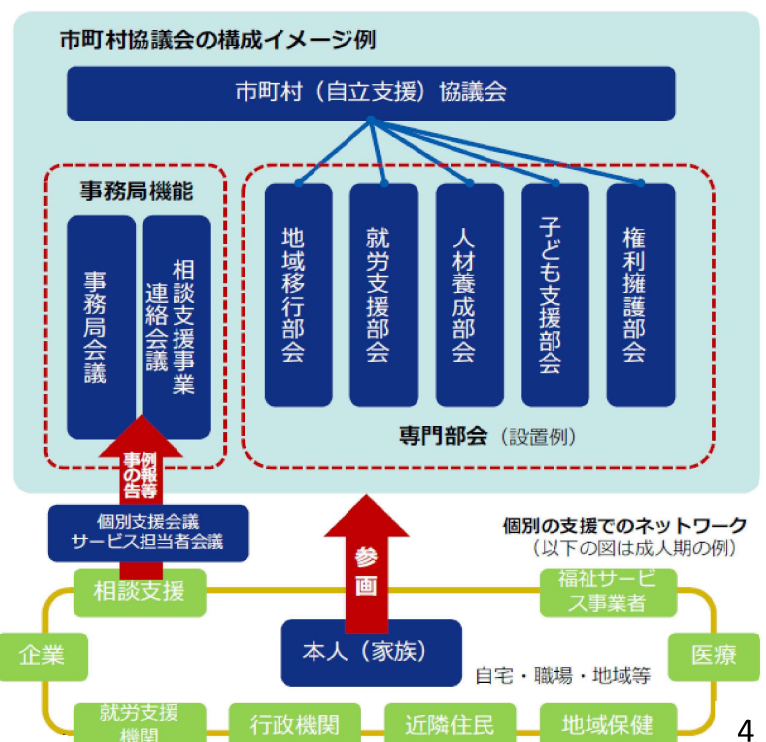
- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ④ 地域における関係機関の連携強化
- ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ⑦ 都道府県協議会との連携 等

（自立支援）協議会に、地域のさまざまな関係機関等が参加する中で、地域課題の解決に向けた協議を効果的に実施するためには地域の実態把握が不可欠。

多様な地域の社会資源に関する情報収集、情報分析を通じて分野横断的な地域支援・地域づくりの実践に繋げる必要から、基幹相談支援センターが自治体と共に（自立支援）協議会の事務局機能を担う意義は大きい。



4

市町村協議会の主な機能と留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について」（令和 6 年 3 月 29 日 障発 0329 第 26 号、こ支障第 89 号）

- 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

見直し前	現行
4 主な機能 - 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有 - 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握 - 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 - 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組 - 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 - 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告 - 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価 - 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証 - 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議 - 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言 - 専門部会等の設置、運営 等	4 主な機能 - 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 - 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有 - 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有 - 地域における関係機関の連携強化 - 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施 - 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等 - 都道府県協議会との連携 等
5 留意点（新設） - 協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。 - 必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。 - 個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等（例：相談支援部会、協議会運営会議等）を設置し、定期的に開催すること。 - 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当すること。 - 地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。 - 市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価（障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること） - 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証 - 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組 - 地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。 - 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告 - 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議	

5

都道府県協議会の主な機能

国資料を一部改編

- 都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- 都道府県内における相談支援体制の整備状況、課題及びニーズ等の把握
- 都道府県内における関係機関の連携強化
- 都道府県内における広域的な社会資源の開発・改善等に向けた協議
- 相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議
- 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握及び必要に応じた助言
- 市町村協議会等各地域の協議会との連携（市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。）

【留意点：効果的な協議会運営のための取組】

- 都道府県内の相談支援の提供体制の状況等を踏まえ、相談支援従事者研修の規模や研修内容、研修講師の養成等についての協議（市町村等の地域で実施されるOJT との有機的な連携等を含む）
- 都道府県相談支援体制整備事業によって実施する市町村等への支援の内容及び配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- 管内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言、実施する基幹相談支援センター機能強化事業の評価・助言
- 相談支援に係る広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた協議（離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための体制等についての協議を含む。）
- 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」（令和 6 年 3 月 29 日 障発 0329 第 26 号、こ支障 89 号）

留意事項

- 都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言等の援助を行うよう努めるものとされていることを踏まえ、小規模な市町村等、相談支援の体制整備が進んでいない市町村等に対して必要な支援を行うこと。
- 都道府県協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

アドバイザー

- 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- 相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者



6

熊本市障がい者自立支援協議会の体制

県 熊本市障がい者自立支援協議会

委員：20名（学識経験者、障がい者団体等、事業者、相談支援等、雇用、教育、企業）

機能と役割

- 地域の実態把握、情報の共有機能：地域自立支援協議会との情報交換、情報共有
- 地域の相談支援体制のバックアップ：地域自立支援協議会（相談支援体制）の評価、地域自立支援協議会に対する支援（地域で解決できない課題の受け皿）
- 課題の抽出・整理機能：地域課題・広域的課題の抽出、優先課題の整理
- 広域・専門的相談支援の調整機能：発達障がい、就労支援、高次脳機能障がい等の地域における統合化・横断化された組織の動きを共有化
- 人材育成・確保機能：相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修等の研修体制の整備
- 熊本市障がい福祉計画：県障がい福祉計画の策定（変更）及び進捗状況の把握

他法に基づく会議体

熊本市障害者施策推進審議会

熊本市障害者差別解消・虐待防止連絡会議

熊本市発達障がい者支援地域協議会

熊本市医療的ケア児等支援検討協議会

・・・等

連携

情報提供
情報共有

研修企画部会

委員：11名

- ・相談、サビ児管研修企画の助言
- ・スキルアップ研修検討
- ・次世代指導者育成のあり方

精神障がい者支援部会

委員：8名

- ・地域課題について情報共有、課題解決

相談・サビ児管研修の実施

地域

相談支援

障害福祉サービス

障がい者・家族

個別支援会議

機能

- 情報機能：困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
- 調整機能：地域の関係機関によるネットワーク構築
- 開発機能：地域の社会資源の開発、改善
- 教育機能：構成員の資質向上の場
- 権利擁護機能：権利擁護に関する取組の展開
- 評価機能：委託相談・基幹相談の運営評価

【県内の地域自立支援協議会】

- ・熊本市障がい者自立支援協議会
- ・有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会
- ・山鹿市障害者支援地域協議会
- ・菊池圏域地域自立支援協議会
- ・阿蘇圏域自立支援協議会
- ・上益城圏域自立支援協議会
- ・宇城圏域障がい者支援協議会
- ・八代圏域障がい者支援協議会
- ・水俣・芦北圏域障がい者総合支援協議会
- ・芦北町自立支援協議会
- ・人吉球磨障がい者総合支援協議会
- ・天草地域自立支援協議会

市町村

地域自立支援協議会

（自立支援）協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制整備につなげていく取組を着実に進めていく役割。

まさに、**（自立支援）協議会は、地域の相談支援を推進するための基盤**といえる。

※「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」（令和6年3月厚生労働省）より。

市町村とのパイプ役

都道府県協議会

専門部会（設置例）

地域移行部会

人材養成部会

事務局機能

事務局会議

県＋アドバイザーが協働

各圏域等にアドバイザー設置
都道府県相談支援体制整備事業（補助会）の活用

地域で解決できていない課題の集約
協議結果の共有
施策の展開

基幹相談支援センター設置に係る助言等

地域（自立支援）協議会

事務局機能

事務局会議

相談支援部会

地域移行部会

人材養成部会

就労支援部会

子ども支援部会

権利擁護部会

専門部会（設置例）

事例報告等

個別支援会議
サービス担当者会議

相談支援

福祉サービス事業者

本人（家族）

企業

就労支援機関

行政機関

近隣住民

地域保健

医療

自宅・職場・地域等

個別の支援でのネットワーク
（以下の図は成人期の例）

協議会の機能

障害福祉計画・障害児福祉計画

関係機関の連携強化

社会資源の改善・開発

地域（広域）課題の抽出

相談支援やサービス等の評価